



お知らせ

株式会社 エネコム
〒730-0051 広島市中区大手町二丁目11番10号

2025年11月17日

一般映像伝送サービスおよびデジタル映像伝送サービスの 新規受付終了のお知らせ

平素は当社のサービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社では、2025年11月30日をもちまして、一般映像伝送サービスおよびデジタル映像伝送サービスの新規受付を終了させていただくことになりました。当サービスの新規ご利用をご検討いただいておりますお客さまには、大変ご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

つきましては、契約約款を改定いたします。変更点は次頁に記載しておりますので、ご確認くださいますようお願いいたします。

今後も一層のサービス向上に努めて参りますので、引き続き変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

- 新規受付終了サービス名称
 - ・ 一般映像伝送サービス
 - ・ デジタル映像伝送サービス
- 改定対象契約約款名称
専用サービス契約約款
- 新契約約款の適用開始日
2025年12月1日
- 契約約款の変更箇所
次頁をご確認ください。
- 契約約款
<https://www.enecom.co.jp/business/enewings/support/yakkan.html>

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

ソリューション事業本部 ソリューション営業部

お問合せフォーム <https://www.enecom.co.jp/enewings-contact/>

TEL: 050-8201-1425 受付時間 9:00~17:00 ※

※土日祝日、12月29日~1月3日および5月1日を除きます。

専用サービス契約約款 新旧対照表

※表中の赤文字部が変更・追記箇所

該当箇所	旧契約約款表記	新契約約款表記	内容
表紙	専用サービス契約約款 2023年7月	専用サービス契約約款 2025年12月	新規受付終了によるもの。
付則	〈なし〉	<p>付 則 (実施期日) 1 この改正規定は、2025年12月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施日以降、一般映像伝送サービス、デジタル映像伝送サービスに係るサービス申込を新たに受け付けません。 3 この改正規定実施の際現に、この改正規定実施前の規定により提供した電気通信サービスの料金その他債務については、この改正規定実施の日において、なお従前のとおりとします。 4 この改正規定実施の際現に、この改正規定実施前の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いは、この改正規定実施の日において、なお従前のとおりとします。</p>	